

Title	〔下級審民訴事例研究四五〕一 破産債権者が、破産宣告時に相殺の合理的期待を有している場合、破産宣告後に条件が成就した停止条件付債務を受動債権とする相殺も、破産法一〇四条一号の相殺禁止に該当しない 二 損害保険会社は、同社の有する債権と一時払いの積立普通傷害保険契約に基づく解約返戻金債務との相殺につき、破産宣告時に合理的期待を有するとされた事例 (福岡地裁平成八年五月一七日判決)
Sub Title	
Author	三木, 浩一(Miki, Koichi) 工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.3 (1999. 3) ,p.109- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔下級審民事訴事例研究四五〕

45

- 一 破産債権者が、破産宣告時に相殺の合理的期待を有している場合、破産宣告後に条件が成就した停止条件付債務を受働債権とする相殺も、破産法一〇四条一号の相殺禁止に該当しない
- 二 損害保険会社は、同社の有する債権と一時払いの積立普通傷害保険契約に基づく解約返戻金債務との相殺につき、破産宣告時に合理的期待を有するとされた事例

福岡地裁平成八年五月一七日判決、保険解約返戻金返還請求事件、判例タイムズ九二〇号二五一頁

### 〔事実〕

破産者Aは、損害保険会社Yとの間で、平成四年三月三一日に、Aの従業員Bを被保険者として、保険期間五年、保険料一時払いの約定で二件の積立普通傷害保険契約を締結し、それぞれ保険料を払い込んだ。  
また、YはAとの間で、平成六年一月八日頃に貨物海上保険契約を締結していたが、YはAに対し、右保険契約に基づく未収保険料債権二九万七六〇円(③)を有している  
Aは平成六年三月三日福岡地方裁判所において破産宣告

た。加えて、YはAとの間における平成四年五月一四日付保証委託契約に基づき、平成六年五月二日に関税八五二万五九〇〇円と消費税六八〇万五九〇〇円の合計一五三二万八〇〇円を、平成六年六月六日に消費税七二万八六〇〇円をそれぞれ税関に支払ったことにより、YはAに対し、右契約に基づく求償権合計一六〇五万〇四〇〇円(④)を取得した。

を受け、X が破産管財人に選任された。X は平成八年一月一〇日、Y に対し右記の積立普通傷害保険契約をいずれも解約する旨の意思表示をし、X は右解約によって、Y に対し、第一の保険契約についての解約返戻金二八三万四七六〇円 (1)、及び第二の保険契約についての解約返戻金一九五万四九二〇円 (2) をそれぞれ取得した。

X は Y に対し、(1) 及び (2) の解約返戻金の支払を求める訴訟を提起したが、Y は X に対し、口頭弁論期日において、(3) の自働債権と (1) の受働債権、並びに (4) の自働債権と (1) の受働債権の残額及び (2) の受働債権とを対当額においてそれ相殺する旨の意思表示をしたため、右相殺の成否が争われた。裁判所は相殺の主張を認め、原告の請求を棄却した。

#### 〔判 旨〕

破産法上の相殺においては、破産債権者間における平等的・比例的・弁済確保の見地から、原則として、破産宣告当時の破産債権と破産者の債権とが相殺適状にあることを要求して、これを制限しているが（破産法九八条、一〇四条一、三号）、反面、相殺権の担保的機能を尊重し、破産債権者の保護のため破産法九九条以下の規定を設けて相殺権の拡張をはかっている。

そして、この拡張の場面では、自働債権すなわち破産債権は、期限付でも、解除条件付でも、また債権の目的が金銭でないとか、金銭債権でも額が不確定または外国通貨で定まっているものでもよく、また、受働債権すなわち破産債権者の債務は、期限付、条件付または将来の請求権であつてもよいとされている（破産法九九条）。さらに、破産においては、会社更生の場合と異なり（会社更生法二六二条）、相殺の時期の制限が定められていない。

このような相殺に関する破産法の規定を整合的にとらえるならば、破産法九九条後段は、破産債権者の側から、条件不成就の機会を放棄して直ちに相殺することができるとするだけでなく、破産宣告後に条件が成就するのを待つて、相殺することができるることも規定しているものと解するのが相当である。これに対し、条件成就した段階では、条件成就が破産宣告後の債務負担に該当し、破産法一〇四条一号により相殺は許されないとする見解もあるが、このような見解にたつと、破産宣告後、破産債権者が破産宣告の事実を知らないうちに条件が成就したような場合にまで、相殺が許されないことになり、破産法九九条後段の趣旨が著しく没却され、妥当ではない。

……そして、以上のような破産法九九条の解釈を前提と

すると、破産法一〇四条一号にいう「破産宣告後に債務を負担したとき」とは、債務の停止条件が破産宣告後に成就した場合のすべてを含むものではなく、破産宣告時に相殺の合理的担保的期待が存在する場合には、受働債権の停止条件が破産宣告後に成就したとしても、同号の相殺禁止に該当せず、破産法九九条によつて相殺が認められると解ざざるを得ない。

……本件のような損害保険の一種である積立保険の場合、保険事故発生率は低く、満期返戻金又は解約返戻金を支払うかのどちらかが発生する蓋然性は極めて高く（そして、相殺の担保的機能が顯著な役割を果たすと考えられる事態である破産に至れば、破産宣告後ほどなく、保険のほとんどすべてが破産管財人により解約に至る。もとより、営業継続「破産法一九四条」も可能であるが、営業継続がされる破産自体極めて少なく、また営業継続期間も短期間であることが多い）、保険会社側もそれを予測して、約款上も、自動振替貸付及び契約者貸付などの制度を設けて一種の金融的機能を果たしているうえ、保険契約者側も、このような保険につき一種の預金的認識を有しているのは明らかであるから、保険会社にとつて、保険料の受入れは、その補償料部分を除けば、銀行における預金受入行為と類似する

側面が認められることは否定できず、銀行が預金の受入れにより預金返還債務を受働債権とする相殺の期待を持つこと、程度の差はあれ、保険会社は、保険料の受入れと同時に、将来保険会社が生じる可能性のある債権との相殺を期待しており、このような期待は正当なものと考えられる。

したがつて、被告は、相殺につき合理的担保的期待を有していたものというべきである。なお、本件各保険契約の場合、原告による解約の時点においては、破産宣告時より、解約返戻金の金額が増加しているのは明らかであるが、前記のとおり、本件各保険契約の場合は、破産宣告後に破産管財人が新たに財団から保険料を払い込んだものではなく、既に保険契約締結日に保険料が全額支払われていたものであり、したがつて、その後の解約返戻金の金額は、保険約款の規定に従い、自動的に算定されるもので、単に因果の流れにすぎないというべきであるから、破産宣告後解約の時点までに増加した解約返戻金部分についても、破産宣告時に被告に相殺の合理的担保的期待が存していたものと考えられる。

そうすると、被告による相殺は適法であり、右相殺により、原告の本訴請求権はすべて消滅したものといわなければならぬ。

〔評  
釁〕判旨に賛成する。

破産においては、一般的の民法上の相殺に比べ相殺可能な自働債権・受働債権の範囲が拡張されており、破産法九条は破産債権が期限付、解除条件付の場合や、破産者に対する債務が期限付、条件付又は将来の請求権である場合も相殺を可能とするが、一方で、破産法一〇四条は債権者平等の理念に配慮し、破産宣告後に相殺適状となつた場合や、支払停止や破産申立を知つて破産者に対する債務を負担し又は破産債権を取得した場合の相殺を禁止している。

破産者に対する負担する条件未成就の停止条件付債務を受働債権とする相殺権の行使が許されることについては異論がないが、破産宣告後の停止条件の成就は、破産法一〇四条一号の「破産宣告ノ後破産財団ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ」に該当するようにもみえるため、条件成就後の相殺の可否が以前から論じられていた。この問題について本件裁判例は詳細な理由を付したうえで相殺権の行使を許容する判断を下したものである。なお、会社整理においても商法四〇三条一項により破産法一〇四条が準用されていての判断であり、注目すべき裁判例である。

(1) 判例の存在に触れているが、破産においては本判決が初め

## 二 会社整理の事案における先例である最判昭和四七年七

月一三日民集二六卷六号一二五一頁は、債権者が、会社整理開始決定前に締結された処分清算型の譲渡担保契約に基づき、整理開始決定後に担保目的物を換価処分し債務者に剩余金返還債務を負うことになった事例において、被担保債権ではない別口債権を自働債権とし剩余金返還債務を受働債権とする相殺は、商法四〇三条一項、破産法一〇四条一号により禁止される旨判示している。会社整理においては破産法九九条後段が準用されておらず、停止条件付債務の条件成就前の相殺が許されていないことや、この事例の債権者は整理開始決定時にはまだ目的物の換価処分に着手しておらず、右時点では剩余金返還債務の金額はもとよりの不當性などから、多くの論者は判例の結論については賛成するものの、破産において停止条件付債務の条件成就後の相殺が一律に禁じられるとする理由の部分には反対している。<sup>(4)</sup>本件裁判例も、この判例は本件とは事案を異にするものと判示している。

三一 学説は、破産債権者が停止条件付債務を受働債権と

の条件成就前の相殺が許され得ないことや、この事例の債権者は整理開始決定時にはまだ目的物の換価処分に着手しておらず、右時点では剰余金返還債務の金額はもとより発生すら不確定だったこと、担保権者が被担保債権以外の別口債権についてまで担保目的物から優先弁済を得ることの不当性などから、多くの論者は判例の結論については賛成するものの、破産において停止条件付債務の条件成就後の相殺が一律に禁じられるとする理由の部分には反対している。<sup>(4)</sup>本件裁判例も、この判例は本件とは事案を異にするものと判示している。

該当し許されないとする見解（以下「消極説」という）と、

条件成就後の相殺を原則として許容する見解（以下「積極説」という）とに大別され、近時では積極説が通説とされている。

消極説は、停止条件付債務を負担する破産債権者の相殺の期待と無条件の債務を負担する者のそれを比較し、前者の相殺期待の程度が劣っているとの理解を前提に、破産法九九条後段が条件成就前の停止条件付債務を受働債権とする相殺を認めるのは、破産債権者が条件不成就の可能性を放棄することが代償となつているからであり、条件が成就し相殺が破産債権者にとって一〇〇パーセント有利になつた段階には、もはや相殺は許されないと説く。

これに対し積極説は、停止条件成就後の相殺を一律に否定することは破産法九九条後段の趣旨を損なうこと、破産法上の相殺権には、会社更生法上の相殺権と異なり行使時期が制限されていない（会社更生法一六二条参照）ことなどを論拠とする。ただし、積極説といえども停止条件付債務の条件成就後の相殺を全面的に許容するのではなく、破産宣告時において相殺の合理的期待を有しない場合、すなわち債務額が確定不可能な場合や、条件成就の蓋然性が低い場合には、条件成就が破産法一〇四条一号に該当し相殺

は許されないとしていることに注意すべきである。

消極説と積極説とは、これまで右のように対置して論じられていた。しかし近時、消極説とは、積極説でいうところの相殺の合理的期待について、条件不成就の可能性の放棄、すなわち停止条件成就前の相殺を唯一の担保とする見解であるとし、結局両説の差異は「相殺期待の合理性」の評価の違いにすぎないとする見解が主張されているが、この視座は妥当なものといえよう。

2 右の視座を前提に、いずれの説にたつて相殺期待の合理性を評価すべきか。一口に停止条件付債務といつても、給付の内容や条件成就の蓋然性等の債務の性質は一様ではないから、破産債権者が相殺期待を抱く程度も、債務の性質によつて当然差異があると考えられる。とすれば、消極説のように、相殺期待の合理性を相殺の意思表示と停止条件成就との先後関係のみによつて一律に評価するのではなく、積極説にたち、停止条件成就後もなお保護に値する合理的な相殺期待か否かを、個々の債務の性質を具体的に検討したうえで評価すべきと解する。そこで、本件においても、受働債権たる債務の内容と性質を具体的に検討する作業が不可欠となる。

四 1 本件事例をみると、受働債権である積立普通傷害保

険契約に基づく解約返戻金返還債務は、解約を停止条件として保険会社Yが約款所定額の解約返戻金支払義務を保険契約者Xに対し負担する債務である。

2 まず、解約返戻金返還債務の基礎となる積立型保険契約の性質であるが、これは、従来の掛捨て型保険と異なり、契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に所定の満期返戻金が支払われる長期の積立型の保険である。保険料は、保険事故発生時の保険金支払に充てられる純保険料と、保険事業経営に要する経費である附加保険料に加え、満期返戻金又は解約返戻金に充てる運用資金である積立保険料から構成され、保険料の払込方法には一時払、年払、半年払、及び月払等がある。満期返戻金は積立保険料とその予定利率での運用益から構成され、実際の運用益が予定利率を超過した場合は、契約者配当金として保険契約者に還元される。<sup>(1)</sup> 積立型保険においては保険料の約九割以上は積立保険料によって占められており、保険本来の保障機能に加え、積立保険料として受託した資金を長期に渡り運用する預貯金的な性格を有する点が最大の特徴である。

3 積立保険料が払戻されない場合は、保険期間の中途中で保険金額の全額が支払われるような事故が発生し、保険契

約が当該事故発生時点で終了する場合（全損終了）に限定されており、その確率（予定契約消滅率）は約一%以下の値であるから、保険会社にとっては、保険料の払込を受けた時点で、保険期間満了時に保険証券記載額の満期返戻金返還債務が発生することがほぼ確実になるし、同時に、解約がなされた場合に約款所定額の解約返戻金返還債務が発生することもほぼ確実になる。このように、払戻の確実性において、積立型保険は銀行預金に極めて近似している。<sup>(14)</sup>

また、保険会社は払い込まれた積立保険料を活用し、あたかも預金担保貸付と類似した契約者貸付（解約返戻金額の一定範囲において、保険期間満了日まで保険契約者に貸付けを行い、満期返戻金や解約返戻金を支払う場合はその返済に充当する制度）や自動振替貸付（保険料分割払方式において、保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合、保険会社が契約者にその時点における解約返戻金の範囲内で保険料を貸付け、契約を有効に存続させる制度）といったサービスを提供しているが、こうした付隨的機能の面においても、積立型保険は銀行預金との類似性を有している。<sup>(15)</sup>

逆に銀行預金と異なっているのは、前述の全損終了の場合に積立保険料及びその運用益が保険契約者に返還されな

い点である。その場合の積立保険料は、保険数理上他の保険契約者を含めた全体の保険料の割引に充てられていることになり、ここに単なる貯蓄・金融商品とは異なる保険商品としての特徴があるが、<sup>(17)</sup>全損終了する確率（予定契約消滅率）が前述のように極めて低いことからすれば、満期返戻金及び解約返戻金と預金との本質的な近似性を損なうものではないであろう。

4 解約返戻金返還債務の金額は払込済保険料の額と契約期間に応じ約款で自動的に定まるので、随時金額が確定しており、払込済保険料の約九割以上に相当する額であるこ

とから、解約返戻金の支払は、金額面においても定期預金の中途解約払戻とほとんど変わりがないといえる。また、積立型損害保険と同様に解約返戻金がある生命保険の契約者が破産した場合、破産管財人は解約返戻金を財団構成財産のひとつと認識し、生命保険契約を解約して解約返戻金を回収するのが実務上の扱いとなっているから、同様に積立型損害保険においても、破産宣告時に解約返戻金返還債務の停止条件成就はほぼ確実になるものといえる。このよう

に、本件の解約返戻金返還債務の性質を鑑みれば、Yが有する相殺期待には、あたかも銀行が貸付金と預金との相殺に對して有するのと同等の高度の合理性が認められる。

5 なお、本件では、破産宣告後、Xが保険契約を解約することによって停止条件が成就するまで比較的長期間（宣告から約一年一〇ヶ月）が経過しており、従つて、Yは破産宣告によって停止条件成就が確実となつた後も長期間相殺をしないままでいたことになる。しかし、Yが破産宣告時に有していた相殺期待の合理性は右で述べたように高度のもので、その後時間が経過しても失われずに存在し続けるものであるから、本件における破産宣告後の歳月の経過は相殺期待の合理性の評価に影響するものではないと解する。

よつて、Yは停止条件成就後の本件の相殺の時点においても保護に値する合理的な相殺期待を有しているから、Yによる相殺を認めた本件裁判例の判断は妥当である。

五 本件では、破産宣告後解約までの期間の経過により解約返戻金の額が増加しており、これが破産法一〇四条一号の宣告後の債務負担に該当しないか問題となりうるが、本件の一時払式積立型傷害保険契約の解約返戻金額は、予め、保険期間の経過に応じて約款で定められて確定しており、宣告後の額の増加は、宣告前に締結された保険契約に基づき保険会社Yが積立保険料の受託・運用を自動的に継続した結果にすぎないから、宣告時の解約返戻金返還債務のみ

ならず宣告後の増加部分についても相殺の合理的期待が認められ、破産法一〇四条一号には該当しないと解する。<sup>(20)</sup> この点についても、本件裁判例に賛成である。

六 また、本件の自働債権には、宣告前に締結した保証委託契約に基づき、保険会社が破産宣告後に破産者Aのために代位弁済を行った求償権が含まれており、これが破産法一〇四条三号の相殺禁止に該当しないかが問題となりうるが、宣告後の弁済によってYが取得した求償権は、同法二六条一項により予め破産債権として行使する可能性が認められ、同法一〇〇条も将来の請求権を相殺の自働債権として認めていることから、破産宣告時における相殺の合理的期待が認められ、相殺は許されるべきである。<sup>(21)</sup> 判旨はこの点を特に論じていないが、相殺を許容した結論には賛成する。

(1) 最判昭和四七年七月一三日民集二六卷六号一一五一頁、判時六七七号五八頁、判タ二八〇号二三〇頁、金法六五七号二三頁

(2) 判批として、霜島甲一・判タ二八九号九五頁(一九七三年)、山木戸克巳・民商六八卷二号二八九頁(一九七三年)、『民事訴訟法判例研究』所収(一九九六年)、桜井孝一・判時七〇三号一四四頁(一九七三年)、新堂幸司・法

協九〇卷一〇号一三七六頁(一九七三年)、『判例民事手続法』所収(一九九四年)、鈴木弘・最判解民事昭和四七年度(六九事件)六三九頁(一九七四年)、糸谷浩司・倒産判例百選〔五二事件〕一一〇頁(一九七六年)、青山善充・会社判例百選〔第四版〕〔七八事件〕一六四頁(一九八三年)、高見進・新倒産判例百選〔六三事件〕一三四頁(一九九〇年)、竹内康二・加藤哲夫・倒産判例ガイド〔五〇事件〕一八四頁〔加藤哲夫執筆〕(一九九六年)

(3) 山木戸・前掲注(2)二九七頁、桜井・前掲注(2)

一四八頁、青山・前掲注(2)一六五頁、青山善充・倒産法における相殺とその制限(1)、金法九一〇号七頁(一九七九年)、新堂・前掲注(2)法協一三八二頁、及び新堂幸司・『保険会社の貸付金と解約返戻金との相殺(上)』、金法一四三七号一九頁(一九九五年)はこの点に着目し、整理開始決定前に目的物の引渡を受けた場合は譲渡担保権者の正当な期待を認め相殺を可能とするが、開始決定後に引渡を受けた場合は相殺を認めないとの見解にたち、判例が引渡の時期を認定していない点を批判している。

(4) 山木戸・前掲注(2)二九四頁~二九五頁、桜井・前掲注(2)一四八頁、新堂・前掲注(2)法協一三八〇頁~一三八一頁、青山・前掲注(3)四頁、七頁、一〇頁(一九七九年)。判例の結論にも反対する見解は、原審判決である大阪高判昭和四五年二月一二日下民集二二卷一〇二

号三〇七頁に關する高津環「判批」金法五九二号一八頁

（一九七〇年）がある。

（5）斎藤常三郎・破産法大綱二六三頁（一九二七年）、菊

井維大・破産法概要（増補改訂）九九頁（一九五三年）、

中田淳一・破産法・和議法一三一頁（一九五九年）、兼子

一・強制執行法・破産法（新版）二〇七頁（一九六四年）、

斎藤秀夫編・破産法講義一一一頁（一九七〇年）、谷口安

平・倒産処理法（第二版）二四二頁（一九八〇年）、石原

辰次郎・破産法・和議法実務總覽（全訂）三〇八頁（一九

八一年）、宗田親彦・破産法概説（全訂）二六二頁（一九

八三年）、山本克己「倒産法上の相殺禁止規定（I）」民商八

九卷六号八〇〇頁、八〇六頁、八〇七頁（一九八四年）、

若林安雄ほか・破産法議義一五頁）、一六頁（一九九一

年）、斎藤秀夫「麻上正信編・注解破産法（改訂第二版）

五六九頁（一九九四年）、納谷廣美編・現代破産法二七八

頁（一九九五年）、中野貞一郎「道下徹編・基本法コンメ

ンタール破産法（第二版）一五八頁（山本克己執筆）（一

九九七年）、宮川知法「判批」法時別冊私法判例リマーク

ス一五号一六四頁（一九九七年）

（6）井上直三郎・破産法概要一二〇頁（一九三〇年）、加

藤正治・破産法概要（新訂増補）二三五頁、二三六頁（一

九五七年）、高津一・高津・前掲注（4）一七頁、山木戸一・前掲注

（2）二九四頁、二九六頁、山木戸克己・破産法一六七頁

（一九七四年）、青山・前掲注（3）金法四頁、七頁、一〇

頁（一九七九年）、宮脇幸彦「竹下守夫編・破産・和議法

の基礎二三四頁、二五五頁（藤原弘道執筆）（一九七九年）、

羽田忠義・現代破産法二六〇頁（一九八二年）、石川明・

破産法一七二頁（一九八七年）、石川明・小島武編・破産

法一九〇頁、一九二頁（一九八七年）、伊藤眞・破産法

（新版）二七一頁、二七三頁）、二七四頁（一九九一年）、加

藤哲夫・破産法一五〇頁（一九九一年）、吉野正三郎・集

中講義破産法（第二版）二七八頁（一九九六年）、青山善

充ほか・破産法概説（新版）一四〇頁（福永有利執筆）

（一九九二年）、林屋礼二ほか・破産法三四頁、三三五頁、

三三五頁、三三六頁（福永有利執筆）（一九九三年）、新堂

・前掲注（3）金法一五頁、一七頁

（7）山本前掲注（5）八〇六頁、八〇七頁、中野「道下編

・前掲注（5）一五八頁

（8）桜井・前掲注（2）一四六頁

（9）新堂・前掲注（3）金法一九頁

（10）宮川・前掲注（5）一六三頁

（11）広海孝一・高津善多・保険用語辞典（新版）一五〇頁

（12）広海・高津・前掲注（11）一二二頁

（13）保険研究会・平成八年度保険年鑑三一一页によれば、

積立型傷害保険における、積立保険料を含む元受止味保険

料（契約者からの収入保険料）に対する元受正味保険金（契約者に対する支払保険金）の割合の平成八年度の国内総事業者平均値は約〇・〇〇九三一となっている。全損終了の場合の支払保険金は当該契約の保険料以上の額に設定されているうえ、元受正味保険金には全損終了とならない場合の支払保険金も含まれているから、全損終了する確率は右の割合よりもさらに低いことになる。

(14) 同旨、新堂・前掲注(3)金法一九頁

(15) 東京海上火災保険株式会社・損害保険実務講座7新種保険(上)四九一頁(一九八九年)

(16) 同旨、新堂前掲注(3)金法二〇頁

(17) 東京海上火災保険株式会社・前掲注(15)四九一頁

(18) 東京地方裁判所民事第二〇部・破産管財人となられた方へ付破産管財人の税務の手引一〇頁(一九九六年)

(19) 宮川・前掲注(5)一六四頁は、相殺期待の合理性は、

破産宣告時を基準としつつも、破産という事情（破産宣告の効果）を抜きに評価されるべきであるとし、解約返戻金返還債務については停止条件の成就是確実とはいえず保険会社の相殺期待の合理性を積極的に評価することは難しいとする。

(20) ただし、保険料年払式等の場合において、破産宣告後に新たに払い込まれた積立保険料とその運用益部分については、新たな保険料の払込みという積極的な行為が介在し

ているから、宣告後の債務負担に該当し相殺は認めるべきではなかろう。

(21) 青山善充「倒産法における相殺とその制限<sup>(2)</sup>」金法九一二号九頁(一九七九年)、山本・前掲注(5)八一四頁、八一八頁

本件裁判例の評釈としては、藤野健仁「判研」損保五九卷三号二三七頁(一九九七年)、宮川知法「判批」法時別冊私法判例リマーケス一五号一六一頁(一九九七年)がある。

三木 浩一

工藤 敏隆